

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく

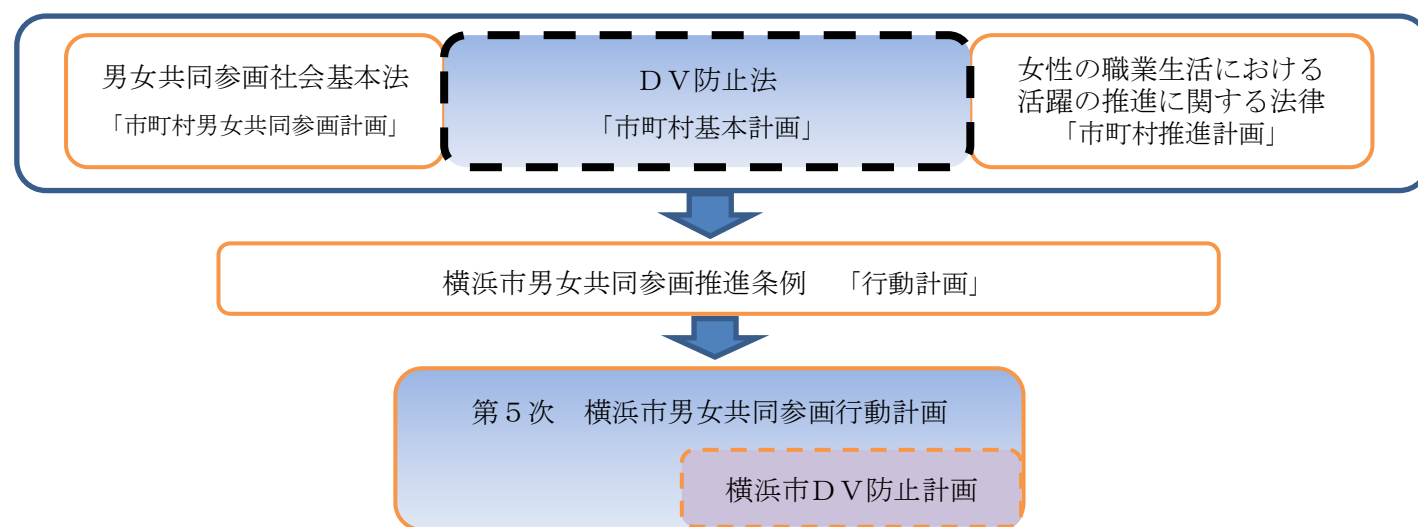
市町村基本計画（DV防止計画）の改訂について

1 趣旨

平成20年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が改正され、市町村基本計画（以下、「DV防止計画」）の策定が努力義務化されました。それに伴い、本市では、平成23年1月に第3次男女共同参画行動計画（以下、「行動計画」）の中に位置づける形でDV防止計画を策定しました。

現行計画である第4次行動計画が令和3年3月31日をもって期間満了となることに伴い、DV防止計画を改訂するものです。

次期計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5か年とします。



2 第5次行動計画におけるDV防止計画の位置づけ

第5次行動計画においては、政策2「安全・安心な暮らしの実現」の施策4「DV防止とあらゆる暴力の根絶」の中にDV防止計画を位置づけます。

第5次計画の施策体系

政策1 女性活躍のさらなる推進	政策2 安全・安心な暮らしの実現	政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり	行政運営
施策1 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進 施策2 誰もが働きやすい職場づくりや社会環境づくり 施策3 市役所における女性活躍・男女共同参画と働き方改革	施策4 DV防止とあらゆる暴力の根絶 施策5 困難を抱えた女性への自立支援 施策6 ライフステージに応じた女性の健康支援 施策7 多様な性のあり方への支援と理解の促進	施策8 男性の働き方改革と家事・育児への参画推進 施策9 地域・教育における男女共同参画の推進 施策10 広報・啓発による意識改革と機運醸成	計画の推進に係る体制整備

3 DV防止計画の目標と方向性

DV防止と被害者の支援に向けて、相談支援、安全確保、自立に向けた支援の取組を進めます。特に若年層向けの啓発・教育や相談窓口の充実、児童虐待対応部署と連携した対応の強化を図ります。

主な取組と事業

(1) DVの相談支援体制の充実

こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行うとともに、関係機関との連携強化により体制の充実に努めます。

(2) DV被害者の自立に向けた支援

関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。

(3) 若年層におけるデートDV防止と理解促進・性暴力に関する啓発

デートDVへの理解を促進するため、中学生・高校生等や、教育関係者に講座や若年層を対象とした性暴力に関する広報啓発を実施します。

(4) 加害者対応に関する取組

DV加害者更生プログラムを行っている民間団体の活動を支援します。

(5) 児童虐待対応との連携強化

DV被害者とその子どもへの支援において、横浜市DV相談支援センターと児童相談所や区の児童虐待対応部門が連携し、適切な安全確保と自立に向けた支援を行います。また、DVと児童虐待が同時に起きることやその特性についての啓発、相談先の周知を児童虐待対応部門と一体的に行っていきます。

(6) DV防止・暴力の根絶に向けた正しい理解の普及

DVの正しい理解の促進に取り組みます。また、被害者が、DVに当たる行為を受けていることに気づき、相談や公的支援に適切につながるができるよう、相談窓口に関する必要な情報を周知します。

4 成果指標、活動指標

DV防止計画における成果指標、活動指標を次のとおり定めます。

DV防止計画における成果指標	現状値	目標値
市民のDVの理解度※1	精神的暴力 59.8% 性的暴力 74.1% (R2)	各10ポイント増
DV防止計画における活動指標	現状値	目標値
DVに関する相談窓口の認知度※2	70.6% (R2)	80%
DVに関する相談件数	4,604件 (R1)	5,300件 (R6)

※1：男女共同参画に関する市民意識調査における精神的暴力、性的暴力について「暴力にあたると思う」と答えた市民の割合。精神的暴力は6事例、性的暴力は2事例の平均値。

※2：男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合

5 今後のスケジュール（※DV防止計画は第5次男女共同参画行動計画として、原案審議等を行います。）

12月15日：令和2年第4回市会定例会 常任委員会 報告（素案）

1月上旬～2月上旬：素案公表、パブリックコメントの実施

2月下旬：男女共同参画推進会議（原案審議）

3月上旬：男女共同参画審議会（原案審議）

3月中旬：令和3年第1回市会定例会 常任委員会 報告（原案）

5月：計画の策定（公表）

第5次横浜市男女共同参画行動計画（素案）

2021－2025

DV防止計画 抜粋版

※DVに関する記載がある部分は点線で該当箇所を示しています。

目次

第Ⅰ章 横浜市男女共同参画行動計画について

- 1 男女共同参画社会の実現に向けて 1
- 2 趣旨・位置づけ 1
- 3 計画期間 2

第Ⅱ章 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況

- 1 横浜市の状況 3
- 2 国際社会及び国の動向 14

第Ⅲ章 計画の全体像

- 1 基本姿勢 16
- 2 施策体系 17
- 3 指標 18

第Ⅳ章 10の施策と主な取組

- 政策1 女性活躍のさらなる推進** 21
 - 施策1 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進 22
 - 施策2 誰もが働きやすい職場づくりや社会環境づくり 26
 - 施策3 市役所における女性活躍・男女共同参画と働き方改革 30
- 政策2 安全・安心な暮らしの実現** 35
 - 施策4 DV防止とあらゆる暴力の根絶 36
 - 施策5 困難を抱えた女性への自立支援 40
 - 施策6 ライフステージに応じた女性の健康支援 44
 - 施策7 多様な性のあり方への支援と理解の促進 48
- 政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり** 51
 - 施策8 男性の働き方改革と家事・育児への参画推進 52
 - 施策9 地域・教育における男女共同参画の推進 56
 - 施策10 広報・啓発による意識改革と機運醸成 60
- 行政運営 計画の推進に係る体制整備** 63

省略

省略

- 参考資料 第4次横浜市男女共同参画行動計画の達成状況 65

第 I 章 横浜市男女共同参画行動計画について

1 男女共同参画社会の実現に向けて

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、豊かな市民生活や地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。

しかしながら、男女共同参画社会基本法が成立して 20 年あまり経ち、女性の活躍が国の最重要課題として推進されている今日においても、社会で女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、性別にまつわる格差や不平等、困難が山積しています。

横浜では、M字カーブの底が全国に比べても深いという課題に対して挑戦を重ね、この間、女性の就労や就業継続は着実に進んできました。しかしながら、雇用の安定性や継続性、賃金、キャリア形成やリーダー育成など、働く上での実質的な男女格差は未だ大きい状況です。

DVや性暴力などの被害、非正規職シングルやひとり親世帯の経済的困窮など、特に女性が人生で陥りやすい困難も深刻です。

また、横浜市男女共同参画に関する市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方は変化しつつありますが、実際の役割分担では、依然として女性が家事・育児・介護の主な担い手であり、男性は仕事を優先する傾向が高いなど、根強い性別役割分担意識がうかがえます。また、男性も、長時間労働の問題や家庭生活への関わりづらさを抱えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境の悪化やDVの深刻化、性別役割分担意識を背景とした家庭生活の負担増など、負の影響が目立ちます。一方で、テレワークの拡大や男性の在宅時間の増加など、男女共同参画社会の形成に向けた契機としうる状況もあり、社会を挙げて今後の実践が問われています。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新、そして新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な危機など、激動と不確実性の時代を乗り越えるためには、誰もが性別にかかわらず、自分の希望に沿った形で、多様な選択を実現できることが重要です。本市は活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、市民やNPO等の多様な主体、企業、地域社会と協働し、地域特性を踏まえた実効性ある施策を推進していきます。

2 趣旨・位置づけ

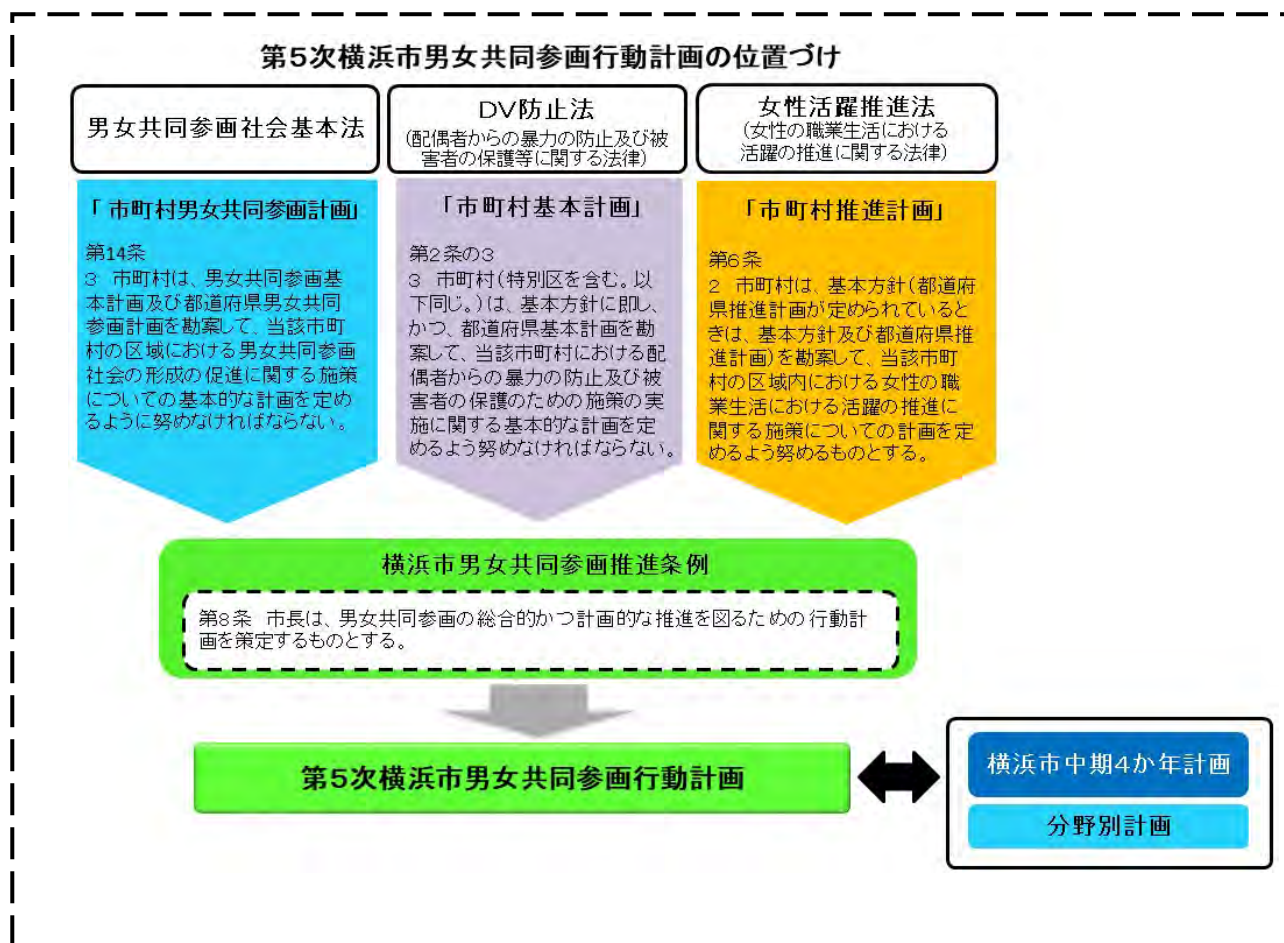
横浜市男女共同参画行動計画は、横浜市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく行動計画であり、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に規定する計画にあたります。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実

現を目的として、横浜市男女共同参画推進条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

基本理念（横浜市男女共同参画推進条例第3条から要約）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶



3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

第Ⅱ章 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況

1 横浜市の状況

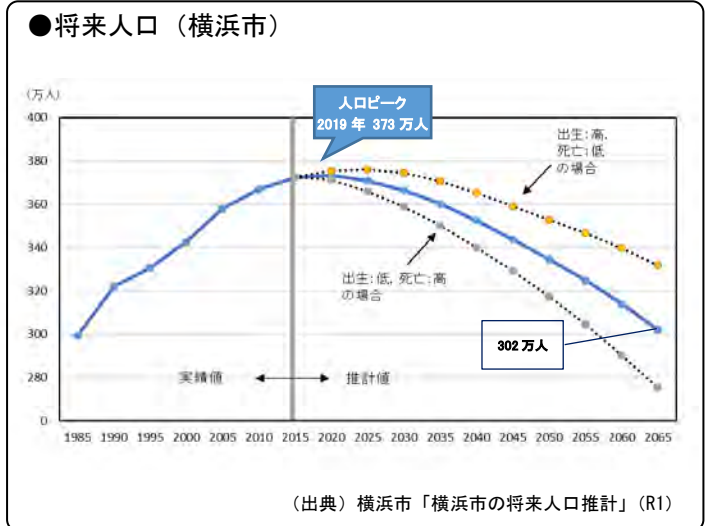
《人口・世帯の状況》

○年少・生産年齢人口の減少、高齢者の増加

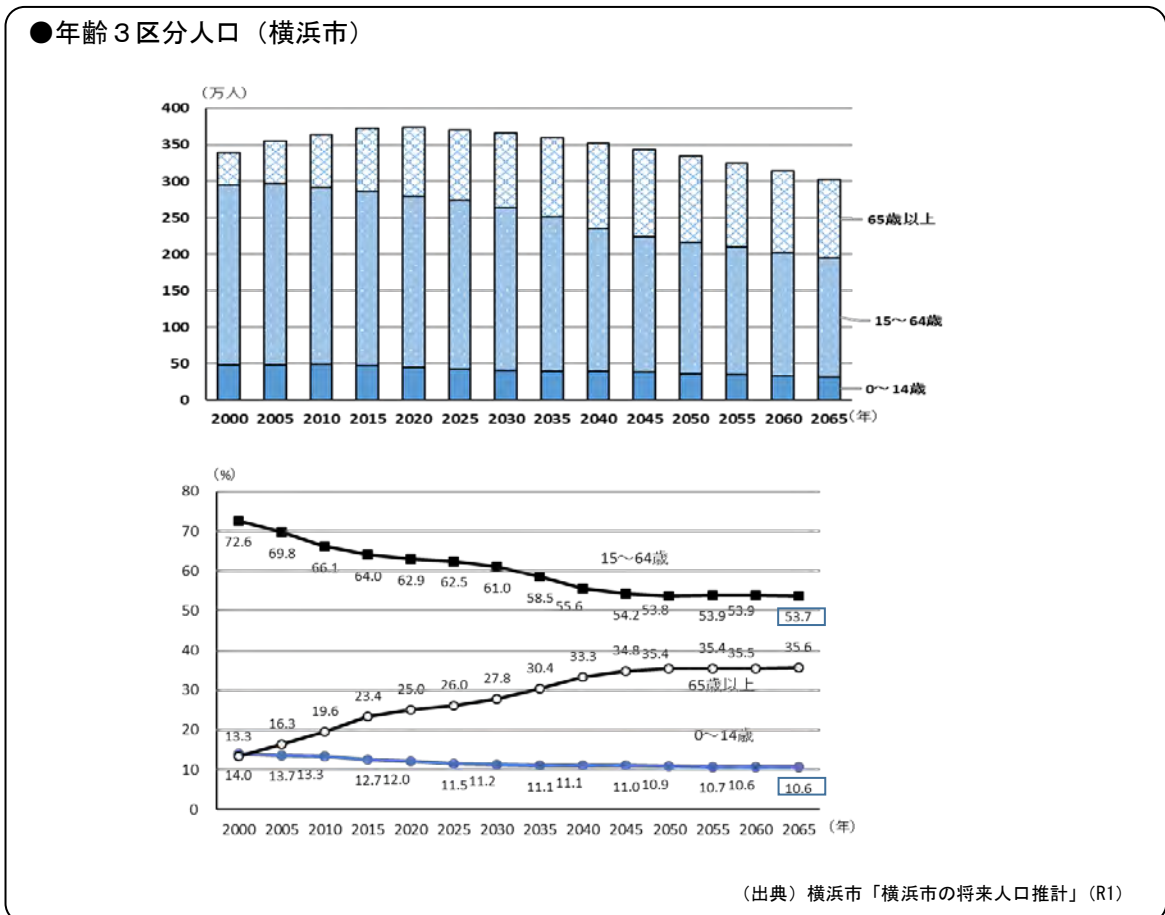
平成27年国勢調査を基準とした横浜市将来人口推計では、総人口のピークは令和元(2019)年、ピーク時人口は373万人超となっています。以降は減少を続け2065年には302万人となる見込みです。

高齢化率は令和元(2019)年24.8%、2065年には35.6%まで上昇すると予測されています。

年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)の減少も進行しており、2065年ではそれぞれ10.6%、53.7%まで減少すると予測されています。



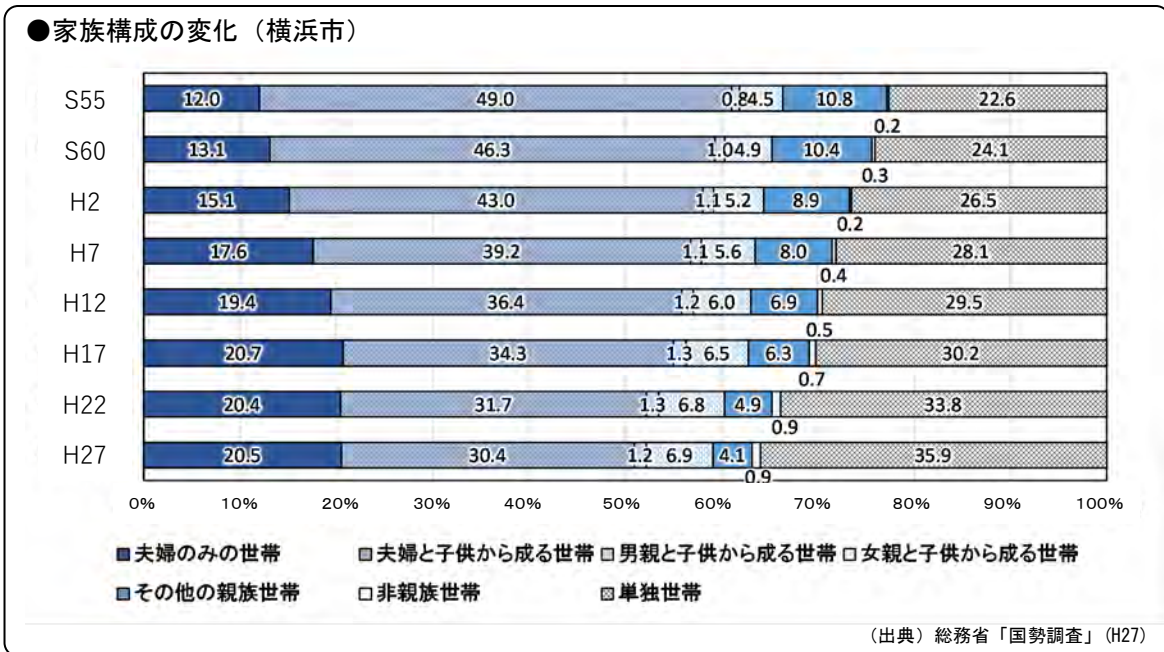
※実際の人口総数：3,757,630人(令和2年9月1日現在)
(出典) 横浜市「人口ニュース」



○「単独世帯」が最多

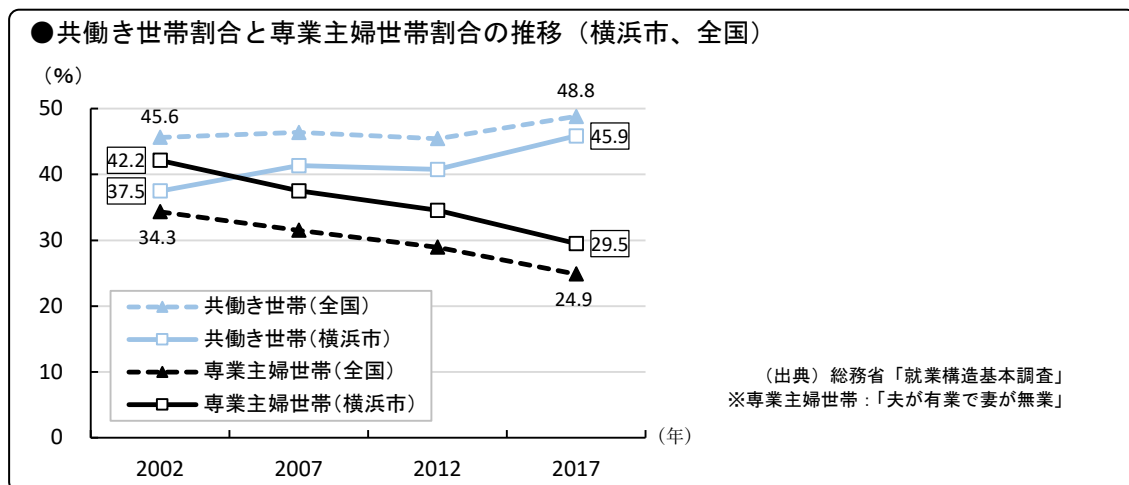
家族類型別一般世帯数の割合は、これまで「夫婦と子供から成る世帯」が最も多い家族類型でした。しかし「夫婦と子供から成る世帯」は減少傾向にあり、「単独世帯」が増加し続けています。平成 22(2010) 年には「単独世帯」が「夫婦と子供から成る世帯」を上回り、最も多い家族類型となっています。

生涯（50 歳時）未婚率も増加傾向にあり、平成 27(2015)年の生涯未婚率は男性 24.2%、女性 14.1%と、全国値（男性 23.4%、女性 14.0%）よりやや高い値となっています。



○共働き世帯の増加

世帯内の就業状況については、全国的に共働き世帯は増加傾向、専業主婦世帯は減少傾向にあります。横浜市においても、同様の傾向です。



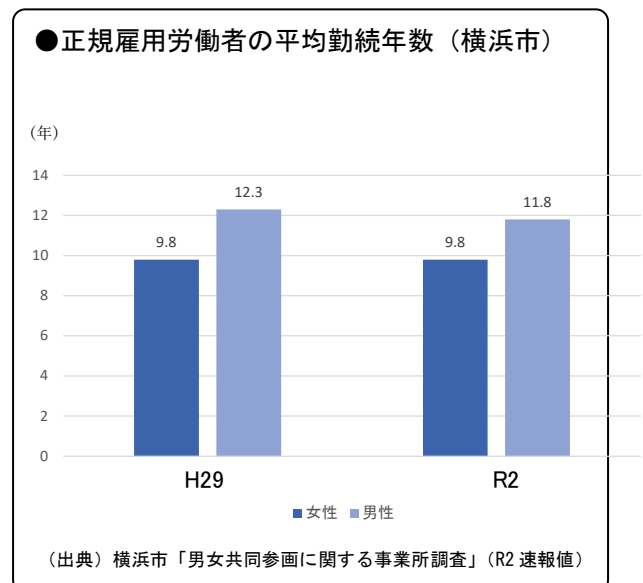
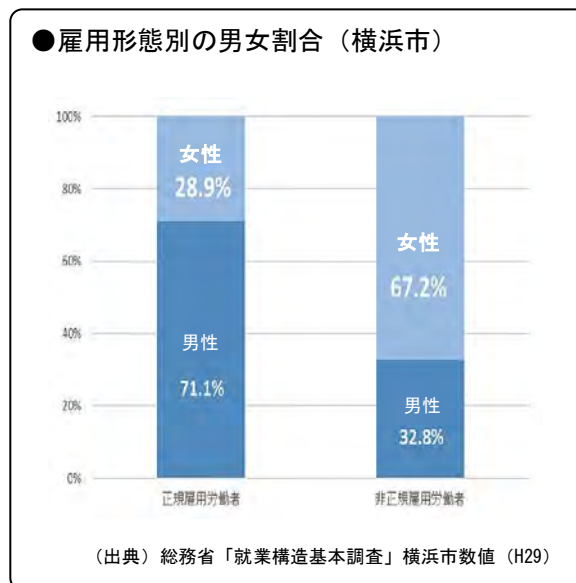
《働く女性の状況》

○女性の労働力率（M字カーブ）は上昇、働く上での実質的な男女格差は未だあり

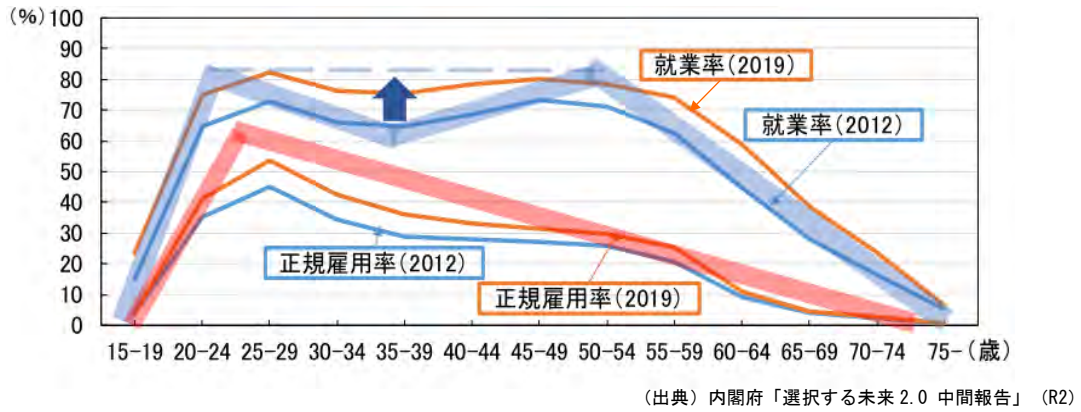
女性の年齢階級別労働力率（いわゆるM字カーブ）の底は、平成22年から平成27年までの国勢調査の結果を比較すると6.6%上昇しており、働く女性は増加しています。

しかし、正規雇用労働者の割合や平均勤続年数は男女間で差があり、働く上での実質的な男女格差は依然としてあります。

国では、女性の正規雇用労働者比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続けるL字カーブという新たな課題が提起されており、「経済財政運営と改革の基本方針2020」においても、L字カーブの解消に向けた取組推進が掲げられています。



●女性の就業率と正規雇用率（M字カーブとL字カーブ、全国）

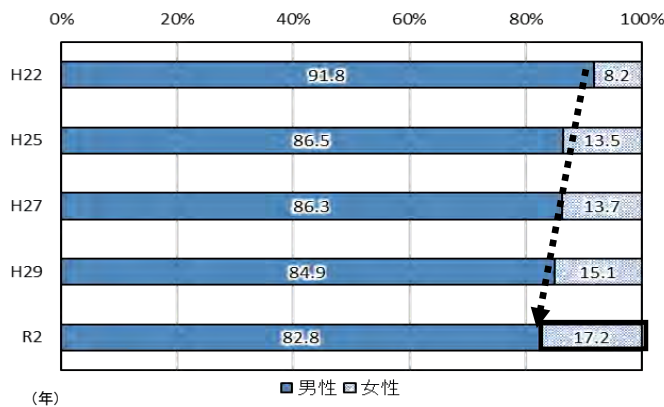


○女性管理職割合は増加傾向も、依然として低い状況

市内企業の女性管理職割合は年々増加傾向にあります。2割に満たない状況です。

企業の考える「女性管理職の数が少ない理由」として多いのは「女性本人が希望しない」「必要な知識や経験、判断力等を有する女性が少ない」「育児・介護等による制約が多い」などとなっています。なお、「特になし」が3割超となっています。

●課長職以上の管理職の男女比（横浜市）

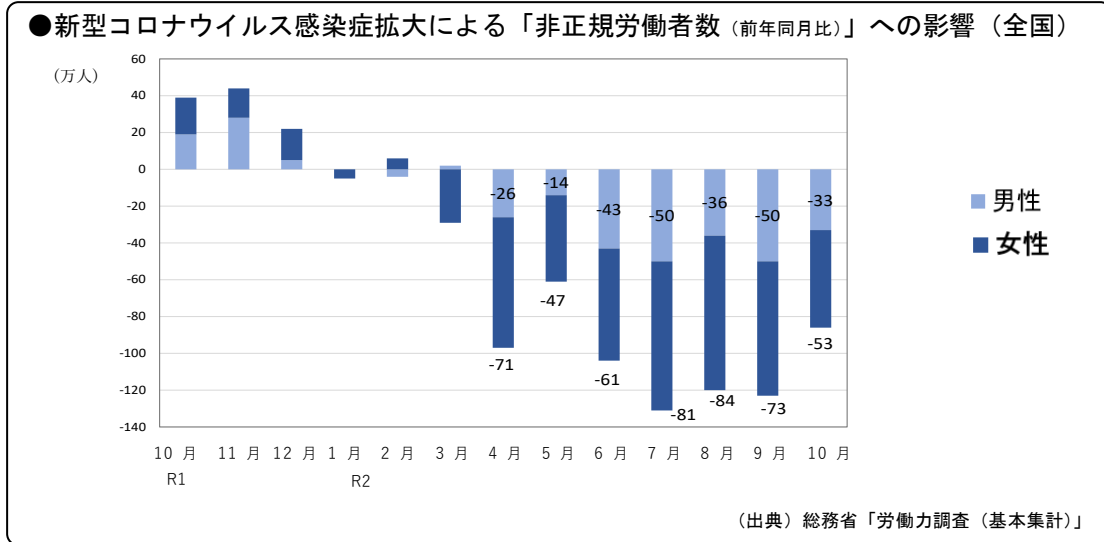


●女性管理職が少ない理由（横浜市）



○新型コロナによる働く女性への影響

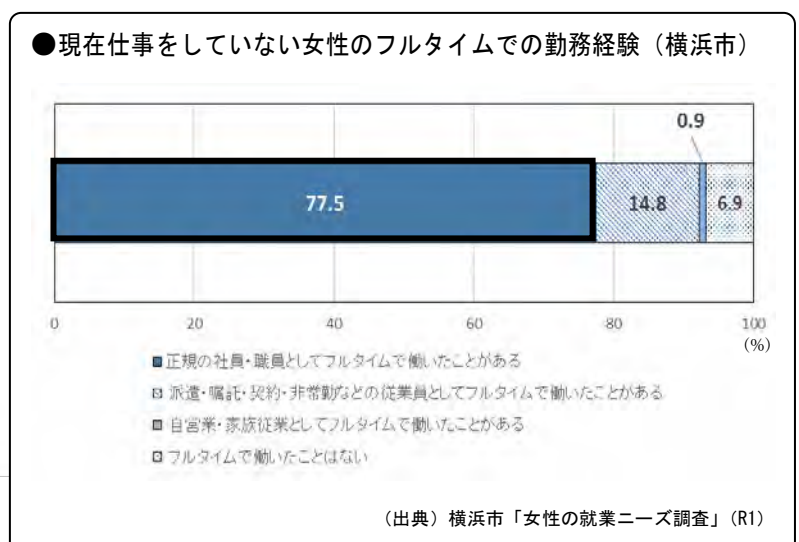
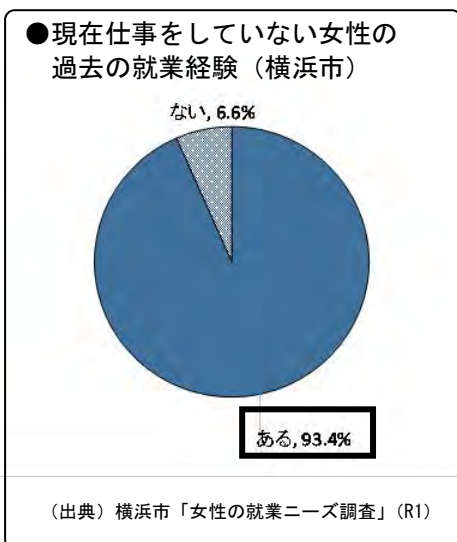
新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢の悪化は、女性比率の高い非正規雇用労働者へ特に深刻な影響を及ぼしています。国の調査では、令和2年3月以降、女性の非正規雇用労働者数について、前年同月比で大きく減少しており、令和2年10月の非正規雇用労働者数の前年同月比で86万人の減、うち女性は53万人の減となっています。



《仕事をしていない女性の状況》

○9割以上に就業経験あり、うち約8割は正規雇用のフルタイム勤務

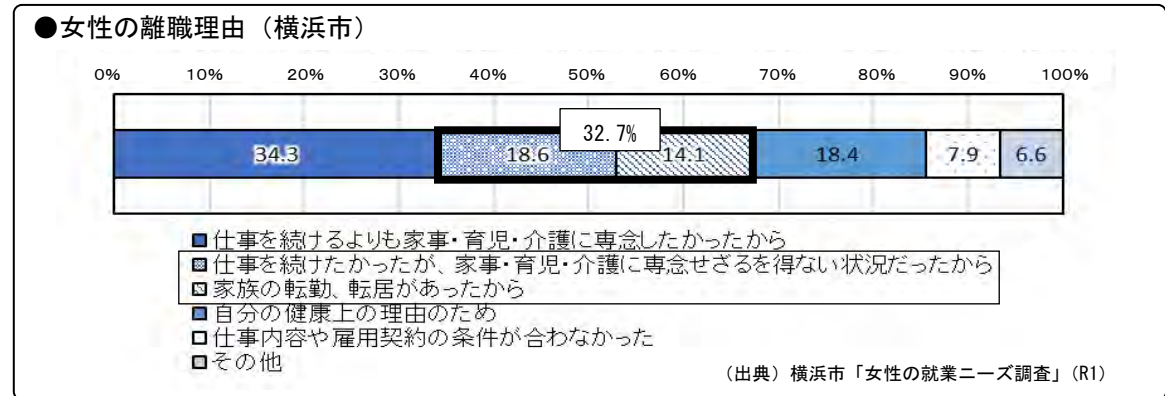
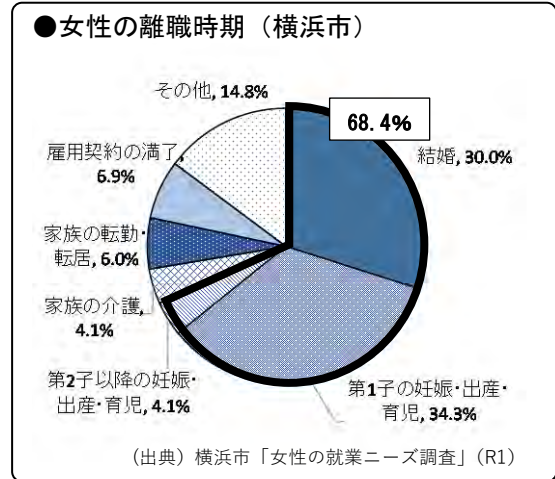
現在仕事をしていない女性の過去の就業経験について、就業経験のある人が9割超、そのうち正規の社員・職員としてフルタイムで働いたことがある女性は約8割にのびります。



○結婚や出産を機にした離職が約7割

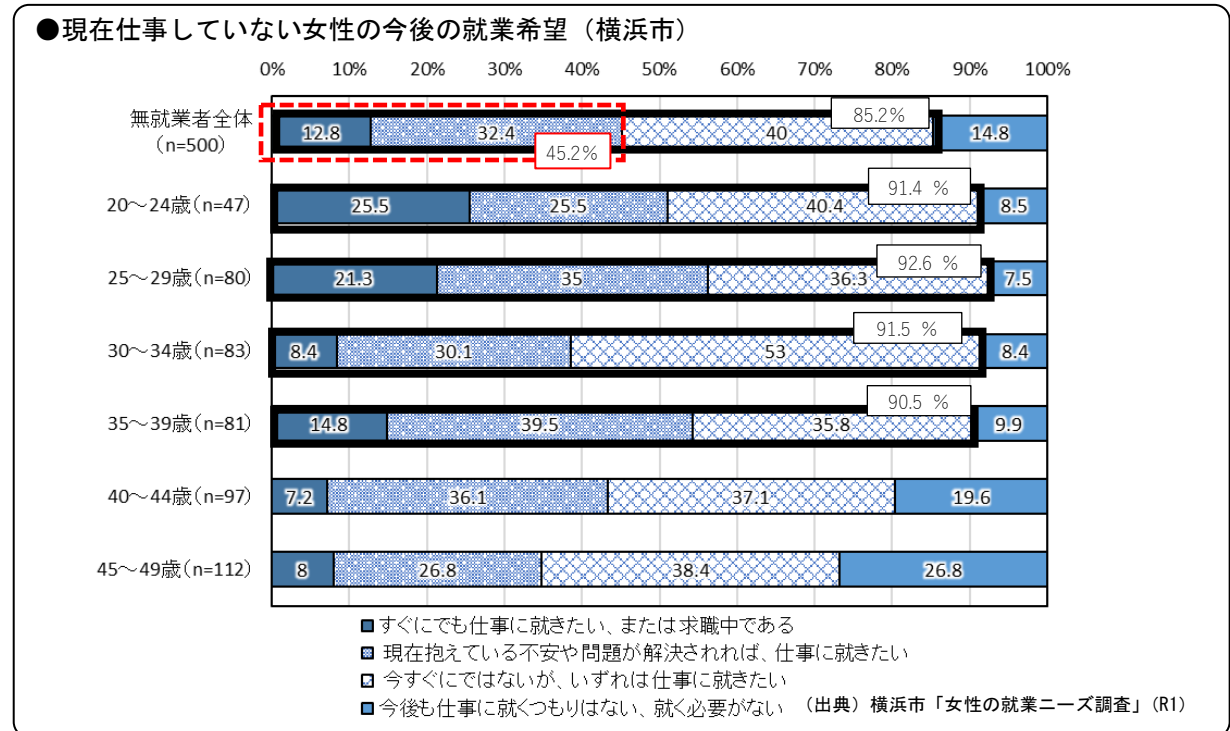
現在仕事をしていない女性のうち、約7割が結婚や出産を機に離職しています。

離職の理由については、「仕事を続けるよりも家事・育児・介護に専念したかったから」という希望による離職が約3割、家庭生活の都合による希望しない離職（「仕事を続けたかったが、家事・育児・介護に専念せざるを得ない状況だったから」「家族の転勤、転居があったから」）も約3割となっています。



○20～30代の約9割に就業意向あり

現在就労をしていない女性の就業意向についてみると、85%の女性に今後の就業意向があり、特に20～30代の就業意向は90%を超えています。また、「すぐにでも仕事に就きたい、または求職中である」「現在抱えている不安や問題が解決されれば、仕事に就きたい」とする女性が4割を超えており、働きたいが働けない状況が多く見られます。

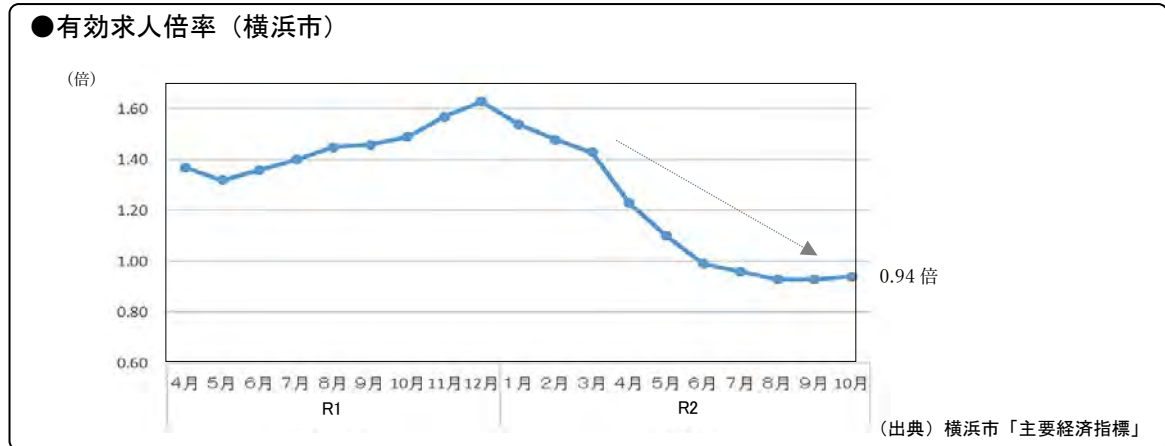


《企業や働く人の状況》

○人手不足の状況が、新型コロナの影響で急速に変化

横浜市全体の事業所の99.5%が中小企業であり、働く人の数から見ると、中小企業で働く人は約6割となっています。

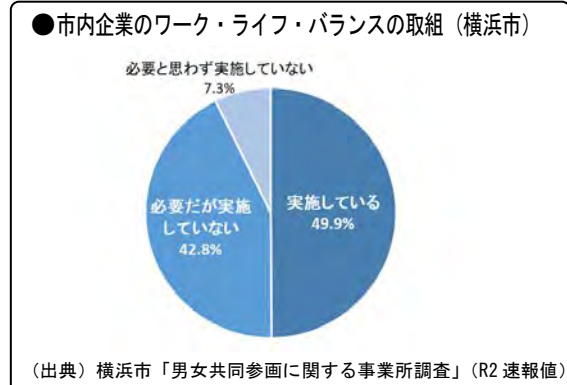
新型コロナウイルス感染症拡大以前は、労働力を不足と感じる事業所の割合は全国的に増加傾向にあり、横浜市内の事業所においても人手不足の状況が続いていました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率が低下しています。



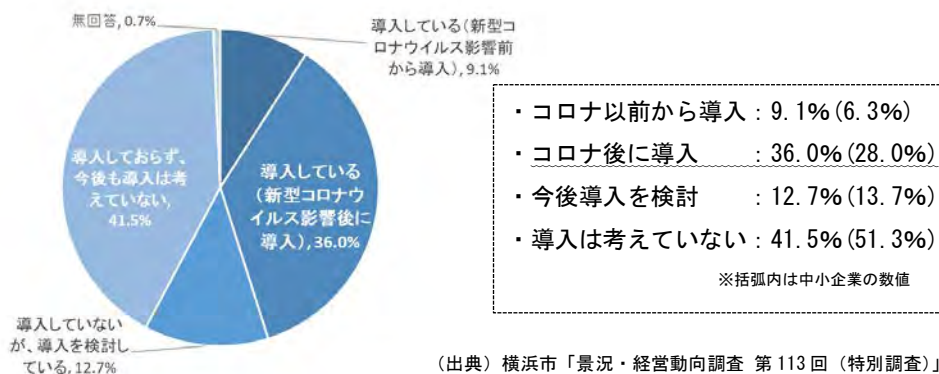
○道半ばのワーク・ライフ・バランス実現、新型コロナの影響で変革の局面に

平成30年に働き方改革関連法案が成立しましたが、ワーク・ライフ・バランス実現のための取組を実施している市内企業は約5割に留まっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、テレワークの導入は急速に進んでおり、今後の動向が注目されます。

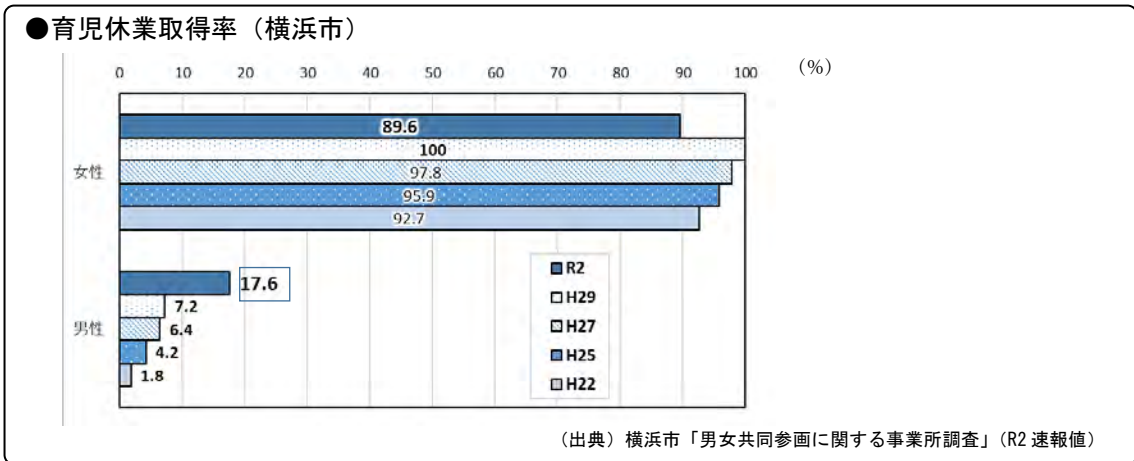
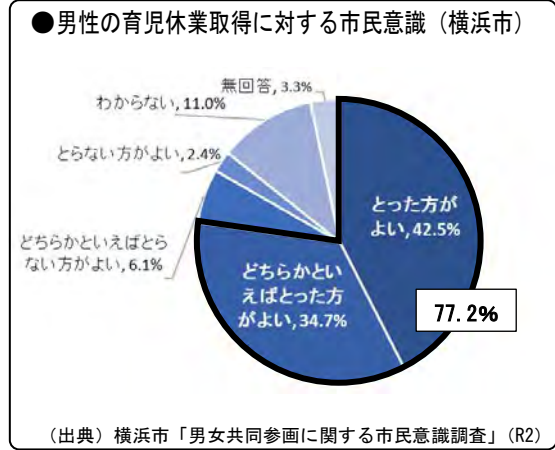


●市内企業におけるテレワーク導入状況（横浜市）※令和2年6月時点



○男性の育休取得率は上昇傾向も2割に満たず
 男性の育児休業取得に対する市民意識は、肯定的な考え方の割合が約8割となっています。しかし、実際の男性の育児休業取得率については、近年は増加傾向にありますが2割に満たない状況にあります。

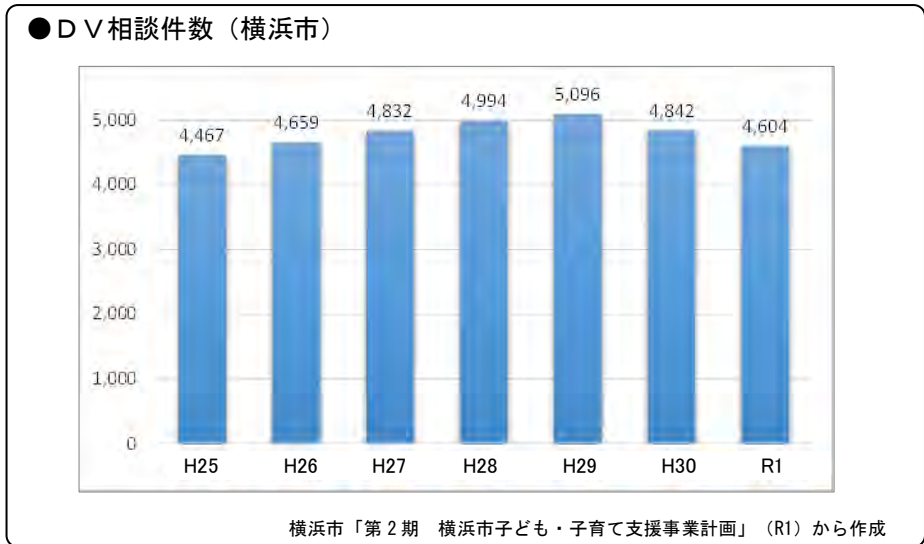
男性の家事・育児への参画促進を働きかけるとともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが求められています。



《DV被害の状況》

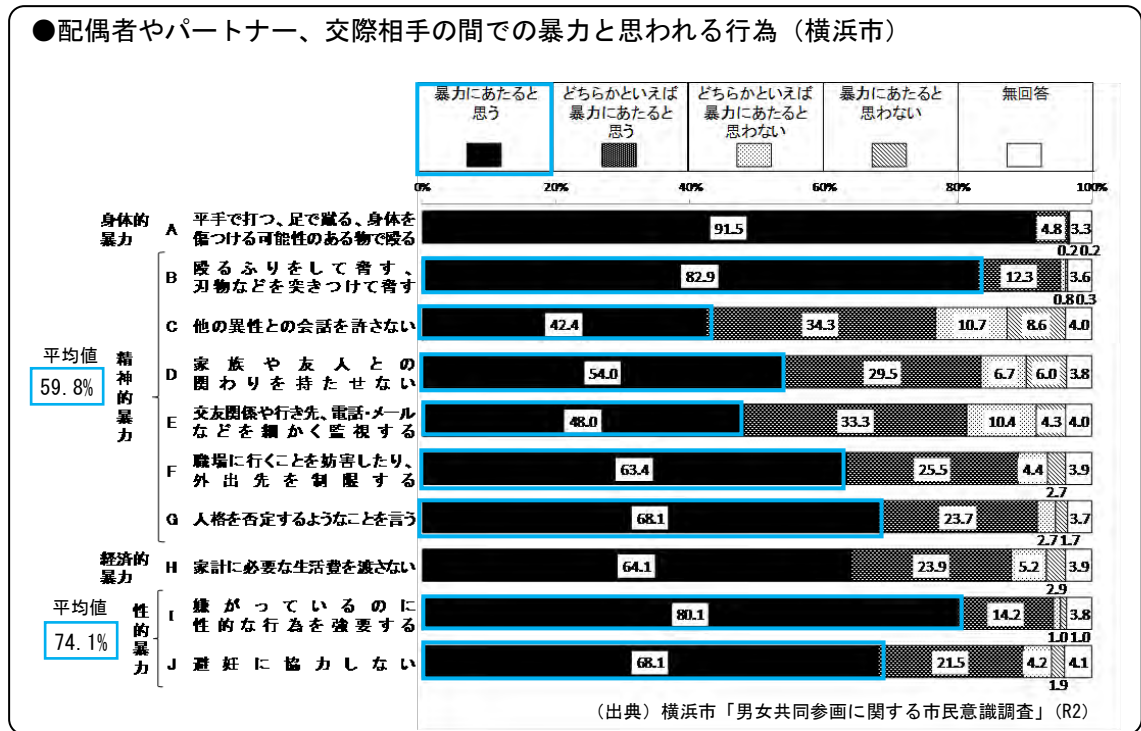
○新型コロナによる深刻化懸念

近年、市内のDVの相談件数は5,000件前後で推移しています。ただ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業等が長引く中、生活不安やストレスによる被害の深刻化が懸念されています。



○DVの理解度

配偶者やパートナー、交際相手の間で行われるそれぞれの行為が、「暴力にあたると思う」と回答した割合は、精神的暴力6事例の平均値は約6割、性的暴力2事例の平均値は7割超となっています。



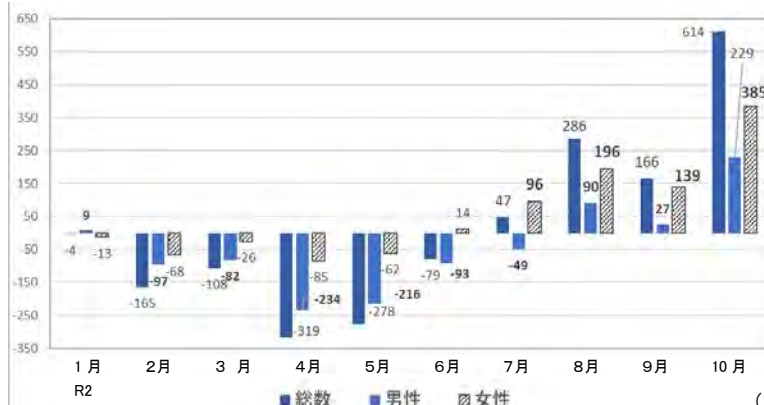
《自殺に関する状況》

○コロナ禍における女性の自殺者の増加

厚生労働省の人口動態統計において、本市の自殺者数は、平成22年以降減少傾向にあり、男女別にみても、男性は平成22年、女性は平成23年をピークに減少傾向にありました。

令和2年の全国の自殺者数の対前年比は、警察庁の公表する自殺者数※では、6月までは減少していましたが、7月以降は増加しており、中でも女性の増加が目立っています。

●男女別の自殺者数の対前年比（全国）



※警察庁「自殺者数」について

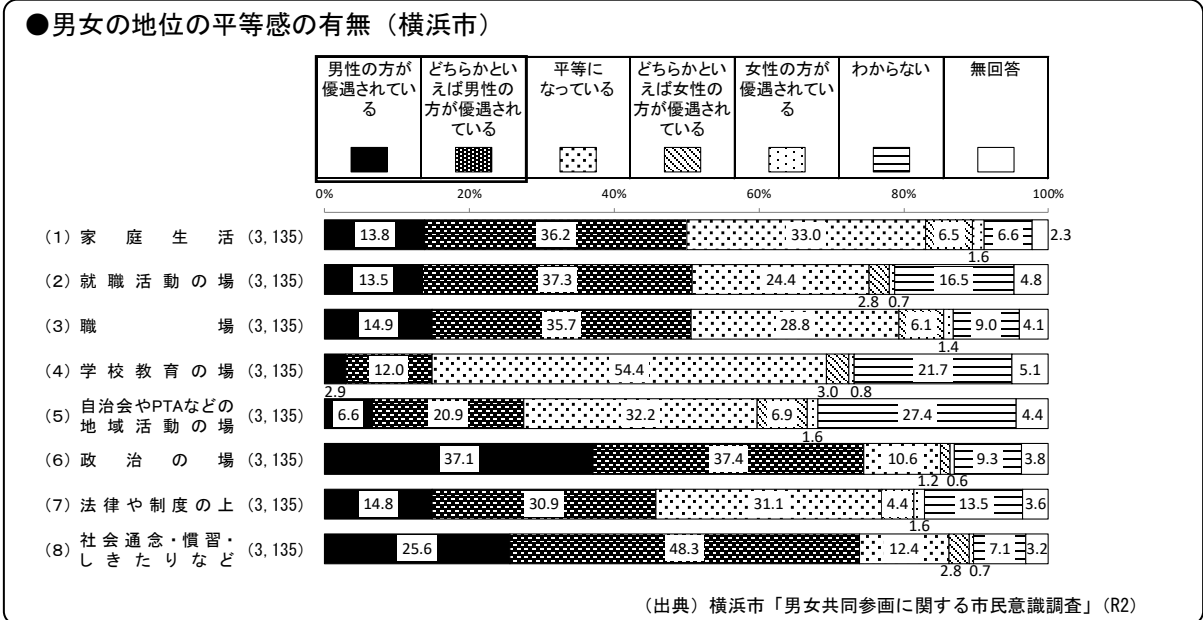
- ・日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数
- ・捜査等により、自殺であると判明した時点で計上。
- ・発見地に計上。警察庁の自殺統計原票を基に、翌年の春に公表。(毎月、暫定値を公表)

(出典) 警察庁「自殺者数」(R2.10月末速報値)

《男女の地位の平等感、性別役割分担》

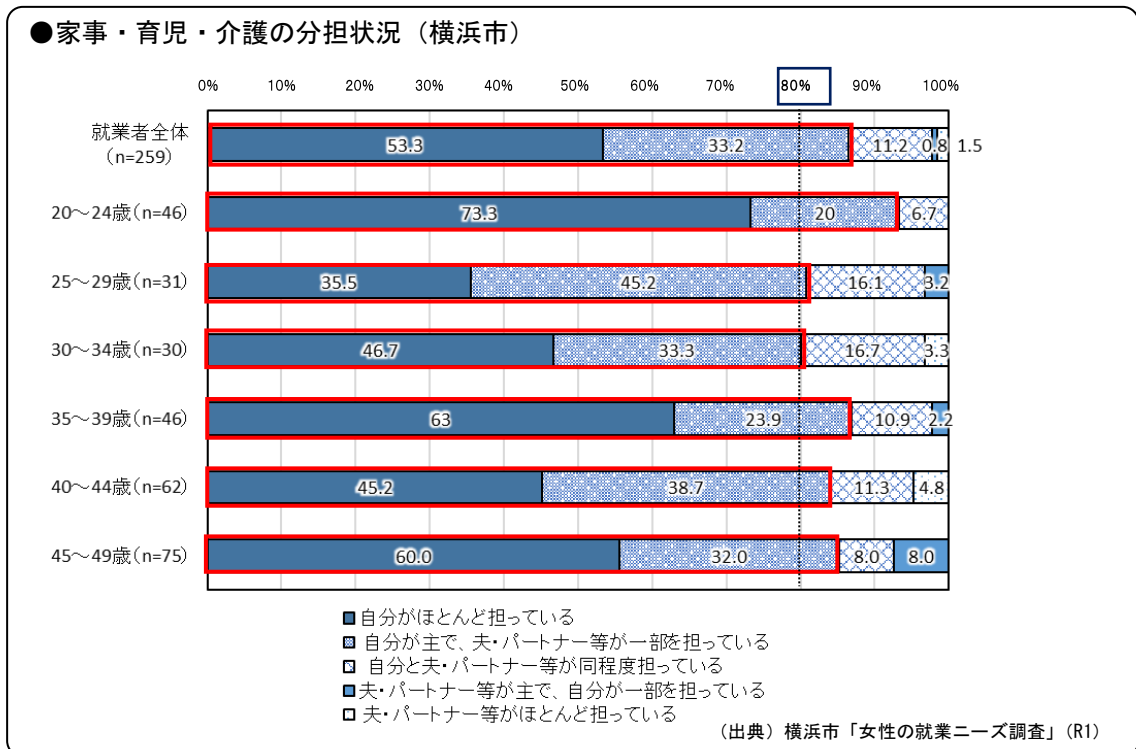
○男女の地位は「男性が優遇」多数

男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」（「優遇されている」と「どちらかといえば優遇されている」）と思う人が多い分野は、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」が圧倒的で、「家庭生活」「就職活動の場」「職場」も高い割合です。一方、「学校教育の場」は「平等になっている」と感じる人が多くなっています。



○家庭生活における役割分担状況

夫・パートナー等がいる働く女性の家事・育児・介護の分担状況をみると、「自分がほとんど担っている」「自分が主で、夫・パートナー等が一部を担っている」が8割超となっており、共働き世帯であっても、家事育児等の負担は女性に偏っています。

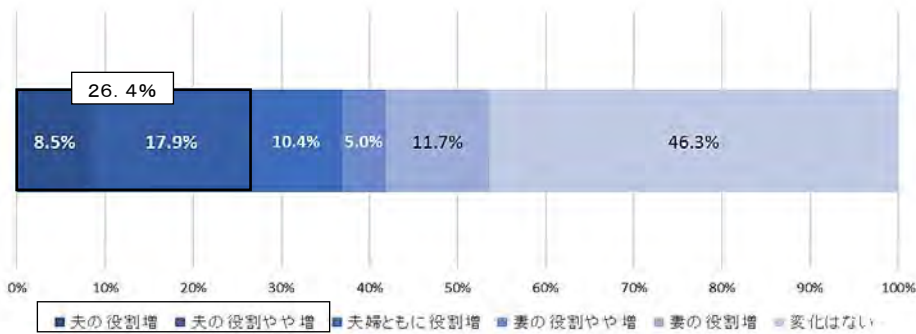


○コロナの影響により家庭における役割に変化の兆し

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や在宅勤務により、家で過ごす時間が多くなったことから、家事・育児に関する夫の役割が増えたと回答した割合は3割近くにのぼります。

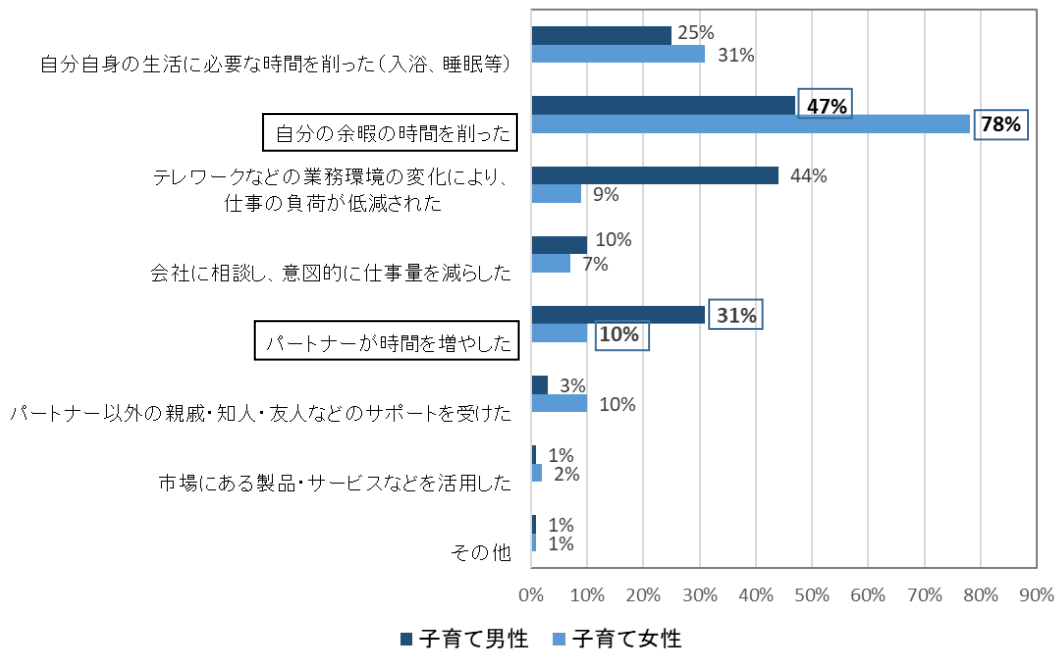
一方で、家で過ごす時間が多くなったことから増えた家事・育児の捻出方法に関する調査において、「自分の余暇時間を削った」という回答は女性が約8割に対して男性は約5割、「パートナーが時間を増やした」という回答は女性が1割に対して男性は約3割となっており、女性に負担が偏りがちと考えられます。

●新型コロナウイルス感染症拡大による「家事・育児の役割分担」への影響（全国）



(出典) 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(R2)

●新型コロナウイルス感染症拡大により増えた家事・育児時間の捻出方法（全国）



(出典) 野村総合研究所「新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化に関するアンケート」(R2)

2 国際社会及び国の動向

(1) 国際社会の動向

国際社会においては、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において採択された「北京宣言・行動綱領」が女性活躍・男女共同参画の国際的な基準となり、以降5年ごとに、世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。

平成22年（2010年）には、女性の地位向上を進めてきた4つの国連機関を統合・強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などが重点分野として取り組まれてきました。

平成27年（2015年）には、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能性に関する世界の諸問題についての17のゴールが示されました。この中で目標5「ジェンダーの平等の達成とすべての女性と女兒のエンパワーメント」は、すべてのSDGsを達成するために不可欠の手段であるとして、国際的な取組の加速化が図られています。

ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関しては、主要国首脳会議（G7）やアジア太平洋経済協力（APEC）等においても継続的に取り上げられています。

平成28（2016）年5月には、主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）が三重県志摩市で開催され、首脳宣言に、「質の高い教育や訓練等を通じた女性の能力開花を支援し、そのための『G7行動指針』を支持すること」等が盛り込まれました。

平成29年（2017年）の主要国首脳会議（タオルミーナ・サミット）では、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」が採択され、平成30年（2018年）の主要国首脳会議（シャルルボワ・サミット）では、サミットの全トピックでジェンダー平等が取り上げられました。また、同年のAPEC女性と経済フォーラム（パプアニューギニア）では「APEC女性と経済フォーラム2018声明」が採択されました。G20ブエノスアイレス・サミット首脳宣言では「ジェンダー平等は、経済成長及び公正で持続可能な発展に不可欠」「女性や女兒への差別・暴力を無くす取組の推進が重要」であることが表明されています。

令和元年（2019年）5月、フランスでG7男女共同参画担当大臣会合が開催され、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられました。6月のG20大阪首脳宣言では、女性のエンパワーメントに関する項目が本格的に盛り込まれ、9月には、APEC女性と経済フォーラム（チリ）において、2030年までの努力目標を定めた「女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ」が取りまとめられました。

国際社会の動向に沿って日本においても様々な取組が行われていますが、世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数2020において、日本は153か国中121位と過去最低となりました。特に経済分野（153か国中115位）と政治分野（同144位）が低く、男女平等や女性活躍の取組において国際的に後れを取っている状況が明らかになっています。

令和2年（2020年）は北京宣言から25周年（北京+25）、UN Women設立から10年、SDGs採択から5年の節目の年です。折しも新型コロナウイルス感染症の拡大により世界規模での社会的危機下にあります。国連は4月の報告書で、新型コロナウイルス感染症が女性及び女兒に及ぼす悪影響は、健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域で大

きくなっていることを指摘し、女性への影響を踏まえた政策的対応の重点事項を示しました。また、同年4月の国連事務総長声明では、各国政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済を重要項目とし、女性・女兒をコロナ対応の中心に据えるよう要請を行っています。

ジェンダーの視点に立った政策立案と具体的な対応に向けて、国際的な協調がますます重要になっています。

(2) 国の動向

国においては、平成11年(1999年)に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において施策や法整備が推進されてきました。

- 平成25年(2013年)4月、「待機児童解消加速化プラン」策定。集中的な保育所整備等。
- 同年6月、「日本再興戦略」を閣議決定。翌年6月の「『日本再興戦略』改訂2014」において、「女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築」の打ち出し。
- 平成27年(2015年)6月、すべての女性が輝く社会づくり本部にて「女性活躍加速のための重点方針2015」を決定。以後毎年重点方針を決定。同年8月、「女性活躍推進法」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が10年間の時限立法として成立(平成28年(2016年)4月全面施行)。
- 同年12月、「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定。
- 平成28年(2016年)3月、国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針を決定。
- 同年9月以降、働き方改革実現会議を開催。翌年3月に「働き方改革実行計画」を決定。
- 平成29年(2017年)6月、「子育て安心プラン」公表、待機児童解消策の強化等。
- 同年7月、性犯罪に関する刑法の一部改正。強姦罪の構成要件変更、性犯罪の厳罰化等。
- 平成30年(2018年)5月、政治分野における女性の参画拡大に向けて、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行。
- 同年6月、「働き方改革関連法」(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)成立、働き方改革の総合的かつ継続的な推進、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等。
- 同年10月、女性に対するあらゆる暴力の根絶について、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の全都道府県への設置を達成。
- 令和元年(2019年)に女性活躍推進法改正、令和2年6月1日から常時雇用する労働者数301人以上の企業について、一般事業主行動計画の策定や情報公表の取組を強化。令和4年4月1日から、労働者数101人以上の企業まで、一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務化を拡大。
- 令和2年(2020年)6月、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を閣議決定、「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置
- 令和2年9月、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置

第Ⅲ章 計画の全体像

1 基本姿勢

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは、2015年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸問題の解決に統合的に取り組み、持続可能な世界を実現するための17の目標を定めています。

「横浜市中期4か年計画2018～2021」では、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしています。「第5次横浜市男女共同参画行動計画」においても、SDGsの視点を包括的に取り入れ、男女共同参画施策を推進するにあたって、誰一人取り残さない決意で、地域や企業、関係団体など、様々な担い手と協働・連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

同時に、市の政策・施策を進める際の基本的な視点として、目標5「ジェンダー平等を実現」を位置付けられるよう、計画の推進体制を整備・強化します。



(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組

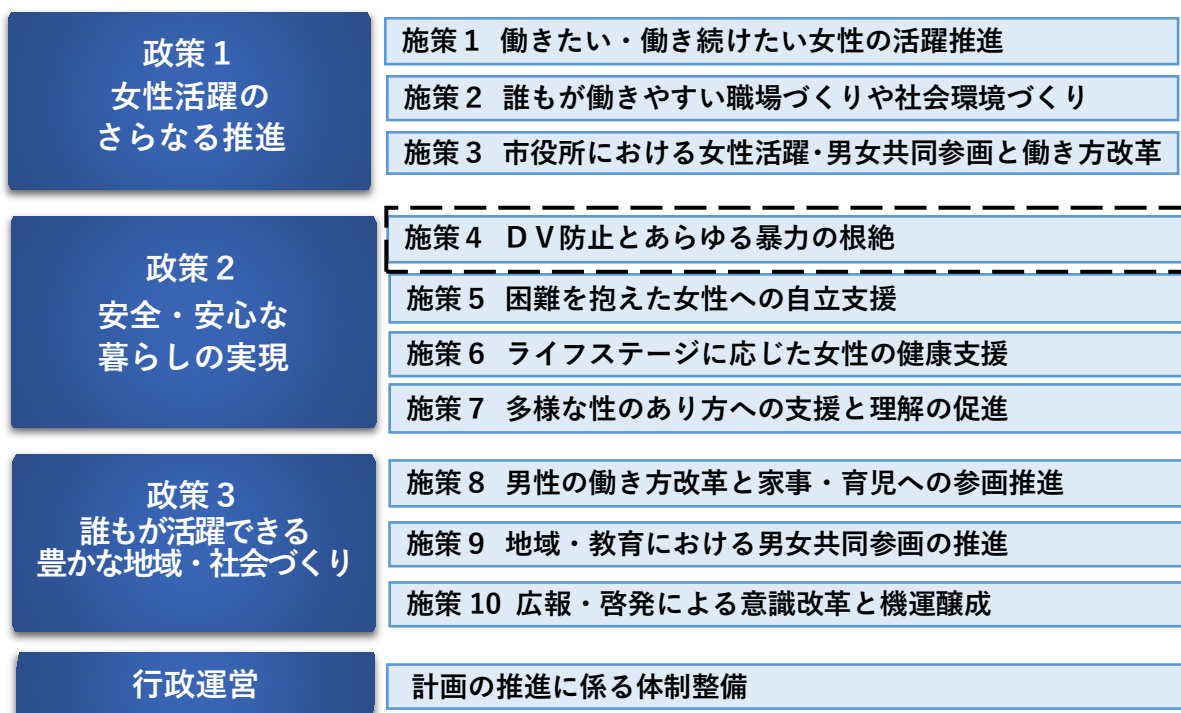
新型コロナウイルス感染症の拡大により、労働環境や家庭環境を含む社会環境は急激に変化しています。男女共同参画施策の推進に際しては、女性への深刻な影響（休業・失業やDVの深刻化等）と新たな可能性（テレワークや家事・育児のあり方等）について十分に検証し、中長期的に対応を進めていく必要があります。本計画を推進するにあたって、社会情勢の変化に合わせて、各取組の見直しを随時行っていきます。

(3) 市役所が率先する姿勢

女性活躍・男女共同参画の推進にあたっては、市役所が自ら率先して取り組み、その姿勢を示すことで、市内企業や市民の理解促進、取組の推進につなげていきます。本計画に、市役所の取組を幅広く盛り込み、男性の育児休業の取得促進や職場・職種ごとの課題解決など、全ての職員にとって活躍しやすい職場環境の実現を目指します。

2 施策体系

基本姿勢を重視しながら、横浜市の現状と課題を踏まえた「3つの政策」と「10の施策」「行政運営」により、計画を推進します。



横浜市の現状と課題

実質的な男女格差、コロナによる雇用情勢の悪化

- ・働く女性は増えたが、働く実態として実質的な男女格差は大きく、様々な課題がある
- ・新型コロナによる雇用情勢の悪化は、特に非正規職の多い女性へ大きく影響

誰もが働きやすい職場づくりへの対応

- ・中小企業では人力的に余裕がないことなどから、取組は道半ばの状態
- ・新型コロナ対応により多様で柔軟な働き方の推進は、企業規模問わず喫緊の課題に

性別にまつわる困難やリスクの顕在化

- ・DVや経済的困窮など、特に女性が人生で陥りやすい困難やリスクが深刻
- ・新型コロナの影響により、性別にまつわる困難やリスクがさらに拡大

根強く残る性別役割分担意識

- ・「夫は仕事、妻は家庭」は薄れつつあるが、未だ女性に家事育児等の負担が大きく偏る
- ・外出自粛や在宅勤務への対応により、女性の負担増の一方、男性の役割に変化の兆し

3 指標

行動計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「**成果指標**」と「**活動指標**」の2つの指標を設定します。5か年で達成すべき目標値を掲げ、概ね1～2年ごとに定点観測しながら、計画の進捗管理にいかしていきます。

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標。 ・分野横断的に様々な政策や取組が複合的に関わり成果を生み出すことから、代表的なものを <u>行動計画全体に対して設定</u> します。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データ。 ・具体的な取組・事業の進捗状況を測るものであるため、<u>施策ごとに設定</u> します。（ただし、施策10「広報・啓発による意識改革と機運醸成」は、施策1～9を広報・啓発の面から集約した施策であるため、活動指標は設定しません。）

●成果指標

*令和7年度までに達成を目指す数値

成果指標	現状値	目標*
管理職に占める女性の割合	市内企業 課長級以上 17.2% (R2) 市役所責任職※1 課長級以上 17.9% 係長級以上 23.7% (R2.4.1)	30%以上
男性の育児休業・休暇取得率	市内企業 育児休業 17.6% (R2)	30%
	市役所※2 育児休業 16.5% 1か月以上 10.2% (R1)	1か月以上 30% ※3
	市役所※2 育児関連休暇※4 78.0% (R1)	100%
家庭生活において男女が平等になっていると思う市民の割合	33.0% 〔男性 40.9%〕 〔女性 25.3%〕 (R2)	10ポイント増
市民のDVの理解度※5	精神的暴力 59.8% 性的暴力 74.1% (R2)	各10ポイント増

※1: 教職員及び特別職を除く

※2: 企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)

※3: 育児休業取得率(全数)の目標値は、次期横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム策定年度(令和3年度)に設定

※4: 「配偶者の出産のための休暇」「男性職員の育児参加休暇」を3日以上

※5: 市民意識調査における精神的暴力、性的暴力について「暴力にあたると思う」と答えた市民の割合
精神的暴力は6事例、性的暴力は2事例の平均値

●活動指標一覧

* 令和7年度までに達成を目指す数値
 (目標年度が計画期間の途中年度となっている場合は、その年度に到達した時点で目標値を見直します)

政策	施策	活動指標	現状値	目標*
政策1	1	女性の就労支援窓口への相談件数※1	2,762件 (R1)	2,800件 (R3)
		女性管理職登用に向けた取組を実施している企業の割合	21.4% (R2)	30%
		女性起業家の支援件数※2	1,345件 (R1 単年度)	6,000件 (R3-7 累計)
	2	よこはまグッドバランス賞認定企業数	199社 (R2)	300社
		横浜健康経営認証制度 新規認証事業所数	294+R2 事業所 (H30-R2 累計)	現状値+200 事業所 (H30-R7 累計)
		保育所待機児童数	27人 (R2.4.1)	0人
		ハラスメント対策を実施している企業の割合※3	36.8% (R2)	50%
	3	市職員の年次休暇取得率(10日以上)	市役所職員※4 75.9%(R1) 市立学校教職員 75.4%(R1)※5	100%
		市役所における女性職員の係長昇任試験 受験率(事務A区分)	21.9% (R2)	50%
		女性割合40%未満の附属機関数 (3人以下の附属機関を除く)	59機関 (R2.4.1)	30機関
政策2	4	DVに関する相談窓口の認知度※6	70.6% (R2)	80%
		DVに関する相談件数	4,604件 (R1)	5,300件 (R6)
	5	市の支援事業によるひとり親の就労数	337人 (R1 単年度)	2,300人 (R2-6 累計)
	6	産婦健康診査の受診率	83.4% (R1)	89.0% (R6)
		子宮頸がん・乳がん検診の受診率	子宮頸がん 52.2% 乳がん 51.6% (R1)	各50%維持 (R4)
	7	多様な性のあり方を理解している市民の割合※7	63.9% (R1)	80%
	政策3 ※10	8	平日・共働き世帯における女性と男性の家事・育児・介護時間の割合	4:1 (R2)
地域の父親育児支援講座の参加者数			728人 (R1 単年度)	7,640人 (R2-6 累計)
9		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とは考えない市民の割合※8	53.4% (R2)	10ポイント増
		女性の視点を取り入れた地域防災訓練を実施している地域防災拠点数	163/459 拠点 (R1)	230 拠点※9

※1: 男女共同参画センター「女性とごと 応援デスク」相談及び横浜市就労サポートセンター女性就労相談の合計件数
 ※2: 「女性起業家のための経営・創業相談、講座」等を通じて支援した件数
 ※3: セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント全ての対策を実施している事業所の割合
 ※4: 企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)
 ※5: 市立高校教職員を除く
 ※6: 男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合
 ※7: ヨコハマeアンケート「人権に関するアンケート」(R1)において、性的少数者に対するイメージについて「多様性や個性のひとつである」と回答した人の割合
 ※8: 男女共同参画に関する市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対して「反対」「どちらかというと反対」と回答した人の割合
 ※9: 全地域防災拠点が女性の視点をテーマにした防災訓練を2年に1回実施することを目標として設定
 ※10: 施策10「広報・啓発による意識改革と機運醸成」は、施策1~9を広報・啓発の面から集約した施策であるため、活動指標の設定なし

政策 2 安全・安心な暮らしの実現

◆DVの正しい理解促進に向けて広報啓発を行うとともに、DVへの相談対応と被害者支援の充実を図ります。特に若年層のデートDV防止への取組強化を進めます。また、性犯罪や性暴力の根絶に向けて、関係機関と連携して被害者支援に取り組みます。

◆若年無業者・非正規職シングル女性、ひとり親家庭、様々な困難を抱える外国人女性・母子等、困難を抱える女性への自立支援を充実させます。

◆ライフステージに応じて変化の大きい女性特有の健康課題を支援するとともに、妊娠・出産等に関する若い世代への正しい知識の普及を図ります。

◆多様な性のあり方への理解促進と、性的少数者への支援に取り組みます。

施策 4 DV防止とあらゆる暴力の根絶



施策 5 困難を抱えた女性への自立支援



施策 6 ライフステージに応じた女性の健康支援



施策 7 多様な性のあり方への支援と理解の促進



施策 4

DV防止とあらゆる暴力の根絶

◆目標と方向性

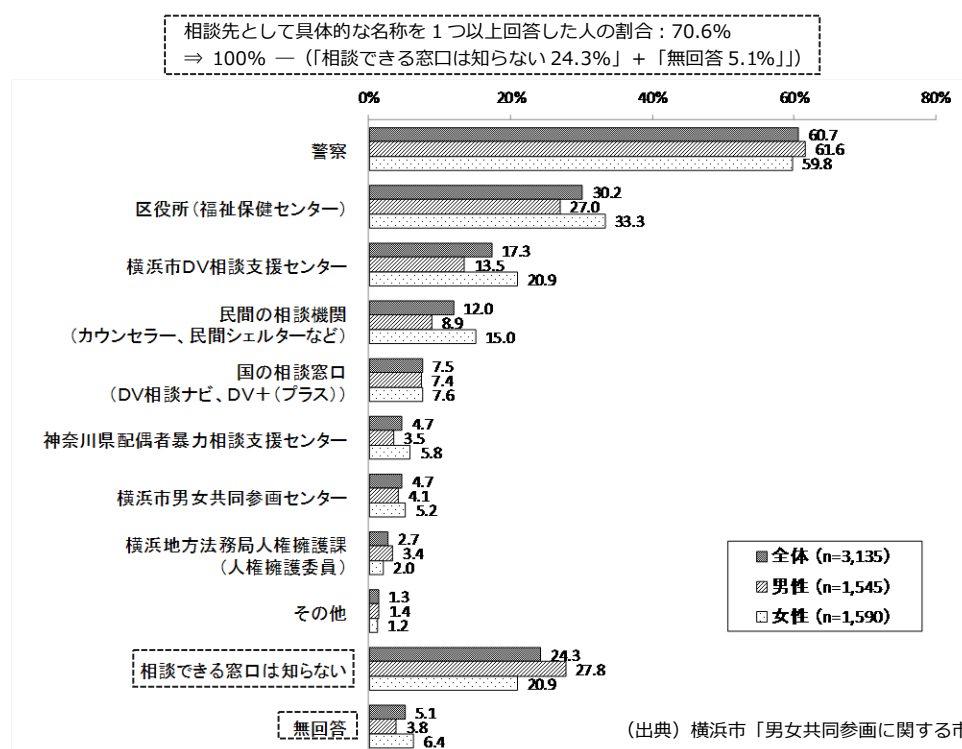
DV防止と被害者の支援に向けて、**相談支援、安全確保、自立に向けた支援**の取組を進めます。特に**若年層向けの啓発・教育や相談窓口の充実**、児童虐待対応部署と連携した対応の強化を図ります。

さらに、性暴力や性犯罪等、性や性別に関わる**あらゆる暴力の防止と社会的理解の促進、被害者等支援**などの取組を推進します。

◆現状と課題

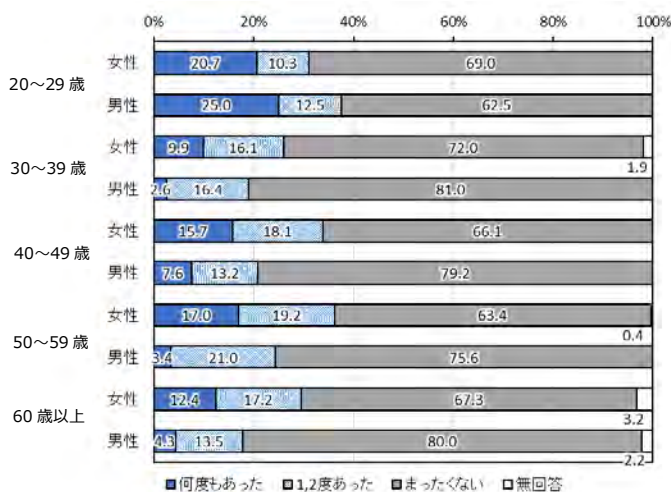
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大以前の横浜市のDV相談件数は、**横ばい**（年間約 5,000 件）でした。しかし、新型コロナウイルス感染症による外出自粛や在宅勤務、休業や失業が増加する中、相談現場には経済的困難や家庭生活の負担増による家庭関係の不和や悪化の声が多く寄せられ、**DVの深刻化が懸念**されています。相談体制の充実や被害者支援とともに、**暴力の未然防止や根絶につながる正しい理解の普及**に向けて、広報・啓発の充実を図る必要があります。
- ◆ DVに関する**相談窓口の認知度**（男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合）は**70.6%**となっています。
- ◆ DV被害者及びその同伴家族に対する**安全の確保や保護から自立に向けた相談・支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化も必要**です。

DVに関する相談窓口の認知度（横浜市）



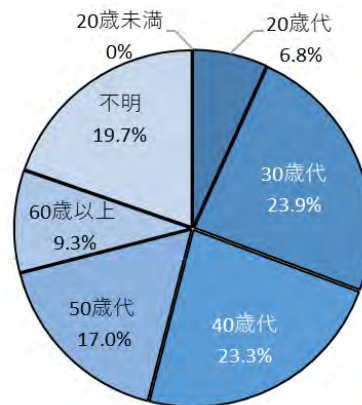
- ◆ 内閣府の調査によると、配偶者からの暴力被害について「何度もあった」と回答した人の割合は20代が一番高く（男性：25.0%、女性：20.7%）なっていますが、横浜市DV相談支援センターに相談した人の年齢は20代以下が他の世代に比べて非常に少ない（6.8%）状況です。
- ◆ 若い世代への理解促進も重要であり、若年層に身近なSNS等を活用してデートDV防止の啓発や相談対応を充実させる必要があります。
- ◆ DV加害者更生のための支援が求められています。
- ◆ DVの起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に起きている場合が少なくありません。子ども自身が直接暴力を受けている場合のほか、子どもの面前でのDVは子どもに対する心理的虐待に当たります。また、DV被害者は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を抑止することできなくなる場合があり、児童虐待が深刻化することがあります。
- ◆ 犯罪白書（法務省、令和元年度）における平成30年度の強制わいせつ被害発生率は、男性が188件に対して女性は5,152件であり、性暴力に関する被害者は女性が圧倒的に多くなっています。

配偶者からの暴力の被害経験（性・年齢別）（全国）



（出典）内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（H29）

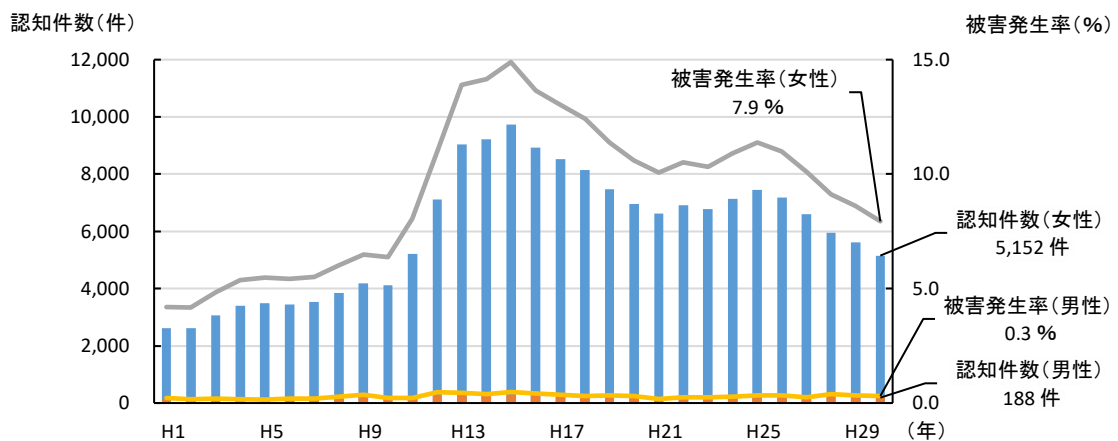
横浜市DV相談支援センターの相談者（法の対象となるDV被害者相談※）の年齢



※婚姻関係にある／あった者（事実婚及び生活の本拠を共にする交際相手を含む）からの暴力に関する相談（1,042件）

（出典）横浜市DV相談支援センター（R1）

強制的性交等・強制わいせつの認知件数・被害発生率の推移（全国）



（出典）法務省「犯罪白書」（R1）

◆活動指標

	指標	現状値	目標値(令和7年度)
1	DVに関する相談窓口の認知度※	70.6% (令和2年度)	80%
2	DVに関する相談件数	4,604件 (令和元年度)	5,300件 (令和6年度)

※男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合

◆主な取組（事業）

1	DVの相談支援体制の充実	所管	政策局 こども青少年局、区
<p>こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行うとともに、関係機関との連携強化により、体制の充実を図ります。また、職員等への研修を実施し、支援者の育成と資質向上を図ります。</p>			
主な取組	<p>① 横浜市におけるDV相談の実施 ② 関係機関との連携・情報共有</p>		
事業量 (現状値)	<p>① 横浜市におけるDV相談件数（令和元年度：4,604件） ② DV施策推進連絡会の開催（令和元年度：1回）</p>		

2	DV被害者の自立に向けた支援	所管	政策局、こども青少年局 建築局
<p>関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。また、多様化する被害者のニーズや背景に対応するため、従来の一時保護以外の相談支援施策を拡充するとともに、地域生活の安定を図るため、一時保護施設退所者へのアフターフォロー施策を実施します。さらに、市営住宅入居者募集におけるDV被害者世帯の優遇を行うとともに、居住支援協議会の相談窓口や居住支援団体と連携し、DV被害者等の入居を支援します。DV被害を認識した際に事前申込なしで参加できる心のケア講座や、被害者のサポートグループ等のプログラムを実施します。</p>			
主な取組	<p>① 女性緊急一時保護施設補助事業 ② 住宅確保の支援(市営住宅・住宅セーフティネット事業) ③ サポートグループ、セルフケアグループの運営 ④ 女性のための心のケア講座</p>		
事業量 (現状値)	<p>① 補助団体数(令和元年度：4団体) ② 市営住宅募集における当選倍率優遇世帯数(令和元年度：6世帯) ③ 利用者数(令和元年度：サポートグループのべ38人) ④ 参加者数(令和元年度：のべ12人)</p>		

3	若年層におけるデートDV防止と理解促進・性暴力に関する啓発	所管	政策局
<p>デートDVへの理解を促進するため、中学生・高校生等や、教育関係者向けの講座を実施するとともに、若年層のニーズを踏まえ、新たにSNSを活用したデートDV相談を検討し、試行実施と検証、本格実施を進めます。また、SNS等の活用により若年層向け広報啓発を強化します。さらに、若年層への性暴力被害が深刻化している状況を踏まえ、国のキャンペーン等と連携した広報啓発を実施します。</p>			
主な取組	<p>① 若年層が相談しやすい体制の構築 ② 若年層を対象とした理解促進</p>		
事業量 (現状値)	<p>① SNSを利用した相談の実施(令和3年度：試行実施、令和4年度：本格実施) ② デートDV防止ワークショップ(令和元年度：17校 21コマ) ③ SNS等による広報啓発(令和2年度：11月にSNS広告実施)</p>		

4 加害者対応に関する取組		所管	こども青少年局 健康福祉局
<p>DV加害者更生プログラムを行っている民間団体の活動を支援します。</p> <p>また「横浜市再犯防止推進計画」に基づき、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよう、更生支援を推進します。</p>			
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 加害者更生プログラム実施団体への支援 ② 更生支援(横浜市再犯防止推進計画) 		
事業量 (現状値)	<ul style="list-style-type: none"> ① 支援した人数 (令和元年度:のべ 569 人) ② 計画の推進 		

5 児童虐待対応との連携強化		所管	こども青少年局
<p>児童虐待とDVは相互に重複して発生する場合が少なくないことから、DV被害者とその子どもへの支援においては、横浜市DV相談支援センターと児童相談所や区の児童虐待対応部門で連携し、適切な安全確保と自立に向けた支援を行います。また、DVと児童虐待が同時に起きることやその特性についての啓発、相談先の周知を児童虐待対応部門と一体的に行っていきます。</p>			
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 要保護児童対策地域協議会 		
事業量 (現状値)	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施回数 (令和元年度:横浜市代表者会議2回、区代表者会議 22 回) 		

6 DV 防止・暴力の根絶に向けた正しい理解の普及		所管	政策局
<p>DVが重大な人権侵害であることが社会で共通の認識となるよう、DVの正しい理解の促進に取り組みます。また、被害者が、DVに当たる行為を受けていることに気づき、相談や公的支援に適切につながるができるよう、相談窓口に関する必要な情報を周知します。</p> <p>広報活動では、DV防止を目的とし、チラシやカード等の紙媒体やWebサイト、SNSを活用した情報発信を行うほか、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、区役所でもキャンペーンを展開します。</p>			
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 暴力防止キャンペーン(毎年 11 月) ② DVに関する広報啓発(通年) 		
事業量 (現状値)	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内全区での広報啓発、SNS 広告の実施(令和2年度) ② 相談窓口に関するチラシ、カードの配布、SNSによる情報発信 		

7 性暴力・性犯罪への対応		所管	政策局、市民局
<p>性暴力を受けた被害者からの相談に応じ、関係機関や自助グループ等の情報提供を実施します。また、性暴力被害の影響からの回復を支援するため、中長期的視点に立った支援としてセルフケアグループを実施します。</p> <p>性犯罪を含む犯罪被害者等(犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民とその家族、遺族)に対し「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づいて、警察やかながわ性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター「かならいん」と連携しながら総合支援窓口「横浜市犯罪被害者相談室」を中心に、相談支援、日常生活支援、経済的負担の軽減、住居支援等を行います。</p>			
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 横浜市犯罪被害者相談室 ② セルフケアグループの運営 ③ 自助グループ支援 		
事業量 (現状値)	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談件数 (令和元年度:のべ 251 件) ② 参加者数 (令和元年度:のべ 12 人) ③ 参加者数 (令和元年度:のべ 80 人) 		

施策 5 関連取組 **ひとり親家庭の女性への就労支援・自立支援**

参考資料

第4次横浜市男女共同参画行動計画の達成状況

第4次横浜市男女共同参画行動計画の達成状況

取組分野Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

◎…目標値を上回った

○…おおむね目標値どおり

△…目標値を下回った

成果指標1	目標値	計画策定時	達成度					根拠・出典
			H28	H29	H30	R1	評価	
市内企業及び市役所の 管理職(課長相当職以上)に 占める女性割合	30%	市内企業 13.5% (25年度)	13.7% (27年度)	15.1%	15.1% (29年度)	17.2% (R2年度速報値)	△	数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所 調査」(横浜市)の速報値
		市役所 13.0% (26年度)	14.8%	16.3%	17.8% (H31.4.1現在)	17.9% (R2.4.1)	△	
成果指標2	目標値	計画策定時	達成度					根拠・出典
横浜市附属機関の 女性参画比率	50%	40.4% (27年度)	H28 40.7%	H29 40.9%	H30 40.7% (H31.4.1現在)	R1 39.9% (R2.4.1現在)	△	
成果指標3	目標値	計画策定時	達成度					根拠・出典
25-44歳の女性有業率	73%	①25-29歳 73% ②30-34歳 59% ③35-39歳 63% ④40-44歳 65% (24年度)	H28 ① 73% ② 59% ③ 63% ④ 65% (24年度)	H29 ① 80% ② 73% ③ 63% ④ 71%	H30 ① 80% ② 73% ③ 63% ④ 71% (29年度)	R1 ①25-29歳 80% ②30-34歳 73% ③35-39歳 63% ④40-44歳 71% (29年度)	△	
成果指標4	目標値	計画策定時	達成度					根拠・出典
女性起業家支援による 創業件数	170件 (5か年累計)	109件 (22-25年度実績)	H28 42件	H29 88件	H30 137件	R1 168件	◎	

取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

成果指標1	目標値	計画策定時	達成度					根拠・出典
			H28	H29	H30	R1	評価	
ひとり親家庭の就労者数	1,900人 (26~31年度まで の6か年累計)	303人 (26年度)	1,022人	1,493人	1,953人	2,290人	◎	数値はひとり親サポートよこはま及びジョブスポット を利用したひとり親で就職に結びついた数
成果指標2	目標値	計画策定時	達成度					根拠・出典
夫婦間における次のような行為を暴力と認識 する人の割合 ①【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監 視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	100%	①32.2% ②53.7% ③52.6% (26年度)	H28 ①32.2% ②53.7% ③52.6% (26年度)	H29 ①32.8% ②48.3% ③51.6% (30年度)	H30 ①32.8% ②48.3% ③51.6%	R1 ①48.0% ②64.1% ③68.1% (R2年度)	△	

取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

成果指標1~4	目標値	計画策定時	達成度					根拠・出典
			H28	H29	H30	R1	評価	
男性の育児休業取得率	13%	4.2% (25年度)	6.4% (27年度)	7.2%	7.2% (29年度)	17.6% (R2年度速報値)	◎	数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所 調査」(横浜市)の速報値
女性と男性の家事・育児・介護時間の 割合(共働き世帯)	1対1.5	約1対3 ①男性:2時間40分 ②女性:8時間18分 (平日26年度)	約1対3 ①男性:2時間40分 ②女性:8時間18分 (平日26年度)	約1対5 ①男性:1時間4分 ②女性:5時間9分 (30年度)	約1対5 ①男性:1時間4分 ②女性:5時間9分	約1対4 ①男性:1時間13分 ②女性:5時間0分 (R2年度)	△	数値は令和2年度「横浜市男女共同参画に関する 市民意識調査」
年次有給休暇取得率	70%	新規指標のため 現状値なし	45.4% (27年度)	50.8%	50.8% (29年度)	62.6% (R2年度速報値)	△	数値は令和2年度「横浜市男女共同参画に関する 事業所調査」の速報値
さまざまな地域活動に参加したことが ない人の割合(直近3年間)	20%	36.9% (26年度)	36.9% (26年度)	50.8% (30年度)	50.8%	48.4% (R2年度)	△	数値は令和2年度「横浜市男女共同参画に関する 市民意識調査」

第5次横浜市男女共同参画行動計画（素案）
令和2年12月

発行：横浜市政策局男女共同参画推進課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話 045-671-2035 FAX 045-663-3431
電子メール ss-danjo@city.yokohama.jp